

子供のバス送迎・安全対策 講習会 第2回

令和4年11月



子供政策連携室／生活文化スポーツ局／福祉保健局／教育庁

教育・保育施設等における 子供の事故を減らすために



この講習会の内容



はじめに～送迎バス置き去り事故を受けて考える子供の安全～

- ① 予防とは何か
- ② 傷害予防の考え方と具体的な対策
- ③ 送迎バスの問題について
- ④ 対策後の「評価」の重要性
- ⑤ 参考資料まとめ

はじめに

～送迎バス置き去り事故を受けて考える子供の安全～

- ◆令和4年9月、静岡県牧之原市で起きた送迎バス園児置き去り死亡事故
その前にも同様の事故は起きていました。
- ◆令和3年7月、福岡県中間市で起きた送迎バスの園児置き去り死亡事故
事故後に厚生労働省等からの事務連絡を受けて、「マニュアルの整備」や「安全確認の徹底」といった再発予防策をお示しましたが、また同様の死亡事故が静岡県で起きてしまいました。人数確認等、基本的な対策を講じることが重要ですが、これが徹底されなかったということは、それらの再発予防策に加えて更なる取組が必要です。
- ◆テクノロジーの活用
今回の事故を受けて、送迎バスに関する緊急点検及び実地調査、そして送迎バスへの安全装置設置義務付けをはじめとする緊急対策を実施することになりました。人数の確認やダブルチェックなどの基本的な対策だけでなく、人は間違いを起こすということを前提に、テクノロジーを活用してヒューマンエラーを補うことも必要です。テクノロジーを活用し、「環境や製品を変える」ことによって重大な傷害を予防するという考え方は、送迎バスの事故に限ったことではありません。

この講習会の内容



- ① **予防とは何か**
- ② 傷害予防の考え方と具体的な対策
- ③ 送迎バスの問題について
- ④ 対策後の「評価」の重要性
- ⑤ 参考資料



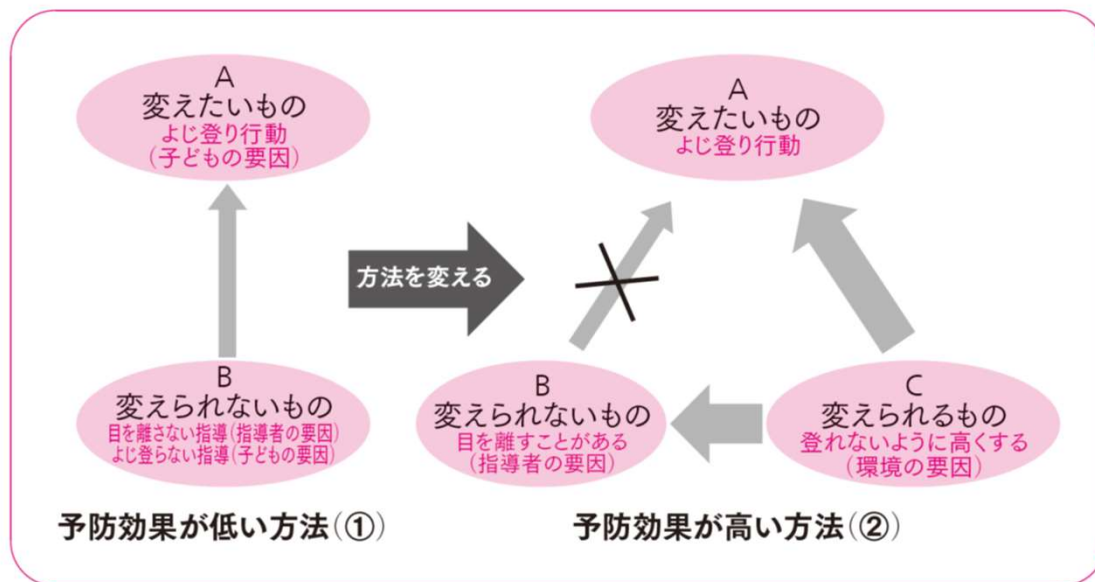
予防とは何か



子供が登らないよう、
目を離さない



子供が乗り越えられない
よう、壁の高さを高くする



子供の事故のとらえ方 その1



「事故」に対する考え方の推移

以前は「事故」

Accident

(予測できない、
避けられない事象)

今は「傷害」

Injury

(予測ができ、
予防可能な事象)



まずはじめに、事故に対する考え方を**変える**必要がある

子供の事故のとらえ方 その2



子供の傷害の発生メカニズムの3つの相 (Injury Phase)

傷害が
起こる前



傷害が
起こる瞬間



傷害が
起こった後



Injury Prevention
傷害予防

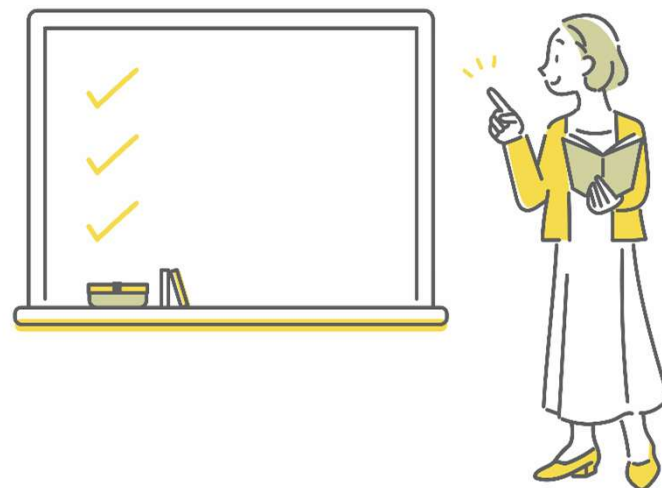
子供を守るために最も大切なことは？



傷害が起こる前に予防すること



この講習会の内容



- ① 予防とは何か
- ② **傷害予防の考え方と具体的な対策**
- ③ 送迎バスの問題について
- ④ 対策後の「評価」の重要性
- ⑤ 参考資料



傷害予防の考え方（ABC理論）



- 重症事故の数
- 事故死の数

A
変えたいもの

変えられるもの (C)
を見つけて、変えたい
もの (A) を変える

B
変えられないもの

- 子供の月齢
- 発達段階
- 季節
- 時間
- 天候

C
変えられるもの

- 安全な製品の設計（メーカー）
- 安全な製品を使う（保護者・保育者）
- 安全な環境を整備する（保護者・保育者）

「3つのE」



Engineering
環境・製品

- 蒸気の出ない炊飯器
- お湯がこぼれない電気ケトル

Enforcement
法律・基準

- チャイルドシート
- 自転車用ヘルメット

Education
教育・啓発

- 保育者向け研修
- 子供向け教育

教育・保育施設で起こりやすい傷害



食べる



寝る



水遊び



食べる

誤嚥・窒息の予防

- ・過去、保育所や幼稚園等でミニトマトや大粒のぶどう、カップ入りゼリーで窒息の事故が発生しており、使用しないことが望ましい。
- ・これらを食べさせる場合は、事故の発生を防ぐ予防策として、ミニトマトやぶどうなど丸いものは、縦に4分割にすることや、お弁当に切っていない状態のミニトマトが入っていたら、次回からは4つに切ってもらいたい旨を保護者に伝えるなどを行う。
- ・豆類については過去、窒息の事故が起きているので、節分行事では豆の代わりに紙を丸めたものなどを使用するなどの工夫をする。

寝る



睡眠中の突然死の予防

- あおむけで寝かせる。
- 子供が寝ている近くにぬいぐるみや着替えなどを置かない。
- 隣り合った子供が覆い被さらないよう、布団はある程度離しておく。
- 睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温等のチェックを細やかに行う。

水遊び

水による溺れの予防

- ・子供は水が大好きであり、バケツに入った水やトイレの水にも興味を持つことを知っておく。
- ・子供がひとりで入り込まないように、シャワー室やトイレのドアの高い位置に補助的なかぎを取り付ける。
- ・プール活動のときは、指導役と監視役を分け、監視役は監視に専念する。
- ・川や海などで体験学習を行う時は、子供も引率者もライフジャケットを着用する。



この講習会の内容



- ① 予防とは何か
- ② 傷害予防の考え方と具体的な対策
- ③ **送迎バスの問題について**
- ④ 対策後の「評価」の重要性
- ⑤ 参考資料

③ 送迎バスの問題について



- 1 調査結果から見てきた現状
- 2 段階別の安全対策
- 3 国の緊急対策「**こどものバス送迎・安全徹底プラン**」とは
- 4 自園にとって適切な対策は？
- 5 置き去り以外の問題



1 調査結果から見えてきた現状

～行われていること、行われていないこと～



	保育所等	幼稚園	認定こども園	特別支援 学校 幼稚部
総 数	123	427	67	4
バス運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか。	114	427	67	4
乗車時に子どもの名前、座席、人数等を確認し、記録しているか。	109	398	65	4
子どもの降車時に、人数や名前等の確認を実施しているか。	120	407	67	4
保育所等の担当(担任)職員は、バスの送迎を利用した子どもの受け入れ後、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関わる情報を突き合わせて確認しているか。	119	407	66	4
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか。	62	222	38	3
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか。	5	9	3	0



2 段階別の安全対策 ～多くの施設で行われている対策～



	保育所等	幼稚園	認定こども園	特別支援 学校 幼稚部
総 数	123	427	67	4
バス運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか。	114	427	67	4
乗車時に子どもの名前、座席、人数等を確認し、記録しているか。	109	398	65	4
子どもの降車時に、人数や名前等の確認を実施しているか。	120	407	67	4
保育所等の担当(担任)職員は、バスの送迎を利用した子どもの受け入れ後、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関わる情報を突き合わせて確認しているか。	119	407	66	4

2 段階別の安全対策

～半数程度の施設で行われている対策～



	保育所等	幼稚園	認定こども園	特別支援 学校 幼稚部
総 数	123	427	67	4
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか。	62	222	38	3

2 段階別の安全対策 ～ごく少数の施設で行われている対策～



	保育所等	幼稚園	認定こども園	特別支援 学校 幼稚部
総数	123	427	67	4
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか。	5	9	3	0

今まで行われていなかった対策にも取り組む必要がある



3 国の緊急対策

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」とは

緊急対策の概要

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け
誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。
- ③ 安全管理マニュアルの作成
車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
 - (1) 送迎用バスへの安全装置導入支援
 - (2) 登園管理システムの導入支援
 - (3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援
 - (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

3 国の緊急対策

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」とは

① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。



今まで行われていなかった対策

3 国の緊急対策

～幼児等の所在確認と安全装置の装備～



一例として・・・

ブザー：車内の後方にブザーを設置して、子供が降車した後、運転者がそのブザーを押さないと警報音が鳴り続ける。
子供の体格とバスの中での死角を検討し、ミラーを取り付けて死角をなくす。

センサー：人は一切関与せず、車内に子供が取り残されていることを感知するセンサーを設置する。
感知したら、数分以内にいろいろなところに自動的に通報するシステム



4 自園にとって適切な対策は？

～現状+テクノロジーによる対策を～



バス運転手の他に、事故防止の観点で子供の対応ができる職員を同乗させる。

乗車時に、子供の名前、座席、人数等を確認し、記録する。

降車時に、子供の名前や人数等を確認する。

保育所等の担当(担任)職員は、バスの送迎を利用した子供の受け入れ後、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子供の出欠に関わる情報を突き合わせて確認する。

+

バス送迎における子供の見落とし防止につながる研修を園内で実施する。

+

バス内にセンサーを付けるなど、車内に子供が残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入する。

この講習会の内容



- ① 予防とは何か
- ② 傷害予防の考え方と具体的な対策
- ③ 送迎バスの問題について
- ④ **対策後の「評価」の重要性**
- ⑤ 参考資料



④ 対策後の「評価」の重要性



- 1 対策実施前にやっておくこと
 - ・新しい対策を実施する前に実践していた対策を整理して記載する。
 - ・それらの対策を実践していた時の、医療機関の受診が必要な傷害（ケガ）の発生数と重傷度（ケガの状況）を記録しておく。
- 2 対策導入時にすること
 - ・どのような対策を実施したかを具体的かつ詳細に記載しておく。
 - ・その対策を実践するためにどれくらいのコスト（金額）や労力（時間）がかかったか、についても記載しておく。
- 3 対策実施後にすること
 - ・新しい対策を始めた日以降に、医療機関の受診が必要な傷害（ケガ）の発生数と重傷度（ケガの状況）を記録する。
 - ・その数値が、既存の対策実践時と比較してどう変わったかを記録する。

可能な限り変化や効果を「数値」で評価し、予防に活かすことが重要

この講習会の内容



- ① 予防とは何か
- ② 傷害予防の考え方と具体的な対策
- ③ 送迎バスの問題について
- ④ 対策後の「評価」の重要性
- ⑤ **参考資料**



⑤ ご参考～講師からのお勧め～

① 教育・保育施設等における事故防止 及び事故発生時の対応のためのガイドライン

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

※内閣府・文部科学省・
厚生労働省が策定した
ガイドライン



② 特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>



※内閣府が集約し、
公表しているデータベース

③ Injury Alert (傷害速報)

<https://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/>

※公益社団法人
日本小児科学会のページ



④ キッズデザイン賞

<https://kidsdesignaward.jp/>

※「子どもたちが安全に、
そして安心して暮らす」
などの目的を満たす、製
品やサービス等の中から、
優れた作品を顕彰するも
の。



⑤ Safe Kids Japan

<https://safekidsjapan.org/>

※本講習会の協力団体の
HP



まとめ



優先度が高い傷害

- ① 重症度が高く、後遺症を残す確率が高い傷害
- ② 発生頻度の高い傷害
- ③ 増加している傷害
- ④ 具体的な解決方法がある傷害



予防とは何か

予防とは

- 変えられるものを見つけ、
- その変えられるものを変えて
- 変えたいものの頻度や重症度を変える

ことである。



傷害予防「3つのE」

Engineering = 製品や環境の改善
Education = 教育
Enforcement = 法規制



講習会資料の作成協力:

NPO法人 Safe Kids Japan 理事長

内閣府教育・保育施設等における重大事故防止策を考える

有識者会議委員

山中 龍宏 (小児科医)